

平成24年6月 1日制定

平成27年7月10日改正

令和4年5月27日改正

一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会定款

第 1 章 総 则

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会（以下「本会」という。）という。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を横浜市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、ビルメンテナンスに関する技術の向上及び知識の普及、並びにビルメンテナンス業の健全な育成等の事業を行うことによって、建築物における衛生的で快適で安全な環境の確保に努めるとともに建築物機能の最適化を図り、もって公衆衛生の維持、公共の安全、事故及び災害の防止、保全性の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ビルメンテナンスに関する技術の向上及び経営の進歩改善のための調査、研究及び教育研修
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく登録業者への助言及び同法制度の普及啓発
- (3) ビルメンテナンスにおける経営及び労働に関する制度・知識の普及・啓発
- (4) 中高年齢者及び身体障害者の就労支援を目的とする事業
- (5) ビルクリーニング及びビル設備管理に関する技能訓練
- (6) 建築物機能の最適化及び産業廃棄物の処理対策に関する事業
- (7) ビルメンテナンスの技術、業務等に関する定期刊行物及び教育図書など出版物の発行
- (8) ビルメンテナンスに関する知識の啓発、資料の頒布及び連絡協調
- (9) その他本会の目的を達成するに必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同する者で、神奈川県内においてビルメンテナンス業を営む法人又は個人

(2) 賛助会員 本会の活動に賛同する団体又は個人

2 前項第1号に定める正会員は、同時に公益社団法人全国ビルメンテナンス協会(以下「全国協会」という。)の会員となる。

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 正会員にあっては、同時に全国協会の会員となるため、全国協会所定の入会届出書を本会を経由して提出し、全国協会への入会手続きを行わなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本会の目的を達成するため、必要な経費として総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

ただし、正会員が本会を退会するときは、同時に全国協会を退会するものとする。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正会員が、全国協会から除名処分を受けたとき。

- (2) 正会員全員の同意があったとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散したとき。
- (4) 6か月以上継続して会費を滞納したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員がその資格を喪失したときは本会に対する会員の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 資格を喪失した会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、一切返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

- 第12条 総会は正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 全国協会代議員選出のための選挙管理委員の選任
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 他の法人法上の法人との合併又は事業の全部の譲渡
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他必要な事項を記載した書面をもって、総会の日の2週間前までに、通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、総会において出席正会員の中から選任する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第18条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次条に定める議決権行使書による議決権の行使の結果、役員の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が役員の選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している正会員に諮り、それに異議がない時は、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(書面による議決権行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を本会に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第19条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成

する。

- 2 議長及びその総会において議事録署名人として選任された者 2名は前項の議事録に記名押印するものとする。

第 5 章 役 員 等

(役 員)

第 23 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15名以上25名以内
 - (2) 監 事 4名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
3 会長以外の理事のうち、3名を副会長とする。
4 会長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
5 本条第2項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の

業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び外部監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長等の設置)

第30条 本会に名誉会長、相談役、顧問及び参与（以下「名誉会長等」という。）を置くことができる。

2 名誉会長等は、理事会の決議に基づいて会長が委嘱し、会長の相談に応じ、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

(役員の損害賠償の免除)

第31条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の責任限定契約)

第32条 本会は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

なお、責任の限度額は、法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第6章 理事会等

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常務理事及び名誉会長等の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長とする。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委員会)

第40条 本会は適正で確実な事業執行を図るために日常的な事業を処理する常設の委員会（以下「委員会」という。）と時限的な事業を処理する特別委員会を設置する。

2 委員会及び特別委員会の設置、廃止、構成及び担当事項は、理事会が別に

定める。

- 3 委員会は、その担当する事項について、理事会から付託された案件を審議し、その結果を理事会に報告するとともに、必要がある場合には理事会に意見を提出する。
- 4 委員会は、会長が委嘱する者によって構成される。
- 5 委員会及び特別委員会の運営に関する細則は、理事会において別に定める。

(支 部)

第4 1条 本会に下部組織として支部を置く。

- 2 支部の区域割及び名称は、次のとおりとする。横浜市域を横浜支部、川崎市域を川崎支部、横浜・川崎市域を除く県下全域を湘南県央支部という。
- 3 第1項の組織運営に関する細則は、理事会において別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第4 2条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費収入
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第4 3条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第4 4条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第4 5条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項各号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって定款を変更することができる。

(合併等)

第47条 本会は、総会の決議その他法令の定めるところにより、他の法人法上の法人と合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第49条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第1・7号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第52条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 職員の任免は、会長が行う。ただし、事務局長は、理事会の承認を得るものとする。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 11 章 雜 則

(委 任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項において定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は、鴻義久とする。

3 本会の設立の登記の日現在の理事及び監事は次に掲げる者とする。

理事は、鴻義久、鈴木武、倉田雅史、西洋二郎、瀬戸静雄、大島常朗、賀持吉男、狩野太平、後藤博、杉浦光雄、杉崎正章、杉村豊、菅生龍太郎、高橋俊樹、西村俊博、長谷川衛、逸見直泰、村岡俊久、村田潤、矢野智之の20名とする。

監事は、浅井紀代子、竹中伸幸、脇田いすゞの3名とする。

4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1 この定款は、平成27年7月10日から適用する。

2 この定款は、令和4年5月27日から適用する。

平成24年6月1日制定